

## 1. 宿泊税特別徴収事務について

◆宿泊税導入日：**令和6年(2024年)11月1日**

11月1日以降の宿泊から宿泊税の対象となります。

- ・10月31日から1泊2日：対象となりません。
- ・11月 1日から1泊2日：対象となります。
- ・10月31日から2泊3日：11月1日の1泊分のみ対象となります。

### ◆宿泊税制度の概要

- ・納めていただく方：ニセコ町内の宿泊施設に宿泊される方  
宿泊施設＝旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業（民泊）を営む住宅
- ・納めていただく税額：1人1泊につき、下表のとおりとなります。

宿泊料金（1人1泊あたり）	税 額
5,001円未満	100円
5,001円以上 20,000円未満	200円
20,000円以上 50,000円未満	500円
50,000円以上 100,000円未満	1,000円
100,000円以上	2,000円

※宿泊料金とは

宿泊の対価として支払った額（飲食費や他の税、施設利用料などを除いた額）

### 課税免除

- ・学校（大学を除く）が主催する修学旅行その他学校行事に参加・引率する者
- ・その他町長が必要と認める者

### ◆徴収・申告納入方法

特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は、宿泊者から税を受け取り、原則として、毎月、町に申告納入していただきます。

※所定の要件（目安として毎月の納入税額が20万円未満など）を満たす場合は申請により、3か月ごとの申告と納入に変更できる場合があります。

## ◆今後の予定

### 特別徴収事務説明会：6月～7月（複数回開催）

- ・ 特別徴収事務の手引き、ポスター・チラシなど広報資料、特別徴収義務者申告書の配付

### 特別徴収義務者申告書の提出

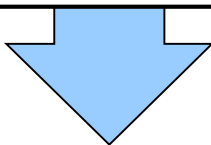
- ・ 郵送または持参により申告書及び添付書類をご提出いただきます。

### 特別徴収義務者証票等の発送：令和6年10月上旬から順次

- ・ 証票、申告書、納入書等を発送します。

### 宿泊税徴収開始：令和6年11月1日から

- ・ 施設のフロント等に証票を提示してください。
- ・ 初回の申告納入期限は令和7年1月6日（月）です。



## お問い合わせ先

**宿泊税の導入に向けて、ご意見ご要望・心配していることなど、どんな些細なことでも構いませんのでご連絡ください。**

ニセコ町税務課宿泊税係 担 当：松田 / 不在時：鈴木

電 話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500

メール：zeimu@town.niseko.lg.jp